

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 郵便振替票で日本赤十字社の寄付金控除が可能に

Q : 日本赤十字社への寄付金については、郵便振替票が寄付金控除証明書になるそうですが、本当でしょうか。

A : 郵便振替で専用口座へ振り込まれる場合に交付される「払込金受領証」が寄付金控除等の証明書として認められることになりました。

【解説】

平成11年のトルコ・台湾両地震に際しては、件数にして約34万件、金額にして約55億円に達する海外救援金が日本赤十字社に寄せられていますが、このうちの大多数が、郵便振替票によるものです。

ところで、郵便振替で寄付を行った場合、郵便局からは払込受領証が交付されます。これまで、この受領証は所得税法・法人税法上の寄付金控除等に必要な書類に該当しないと判断されていたため、日本赤十字社では、別途払込者に対して受領証兼免税証明書を送付していましたが、この受領証の発行量が年々増加し、送付の遅延などが起きていました。

このため、日本赤十字社では、郵便振替票の記載内容等を変更し、これによる寄付については、この払込金受領証を寄付金控除等の手続きに必要な受領証として差し支えないかどうかを、国税庁に照会を行っていました。その回答によると、今後、日本赤十字社への寄付金・義援金は、郵便振替で専用口座に振り込まれる場合に交付される「払込金受領証」を寄付金控除等の証明書とすることが認められることが明らかにされています。

